

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人のA社B丸における資格取得日は昭和19年9月6日、資格喪失日は20年2月19日、また、C社（現在は、D社）における資格取得日は同年4月1日、資格喪失日は21年5月21日であると認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和19年9月から20年1月までは35円、同年4月から21年3月までは100円、同年4月は150円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月6日から21年5月21日まで
徴用船であったB丸に昭和19年9月から乗船していたので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B丸に係る船員保険被保険者名簿により、申立人の船員保険被保険者資格の取得日は昭和19年9月6日と記録されているが、喪失日が記録されていないところ、申立人は、「B丸は、20年2月にE島にて沈没した。」と供述している上、「戦時加算該当船舶名簿」によると、同船は、18年12月10日から20年2月18日までの期間については戦時加算の対象船舶であることが確認できる。

また、国の所管局が保管する申立人に係る徴用船員カードによると、B丸は昭和20年2月18日に「遭難」しており、申立人は同日付けで「E島特別根拠地隊」に仮入隊と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和19年9月6日からB丸が遭難した日の翌日の20年2月19日までの期間において、船員保険の被保険者であったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社B丸の船員保険被保険者名

簿の記録から 35 円とすることが妥当である。

C社について、申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和 20 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、21 年 5 月 21 日に資格を喪失した旨の記録が確認できる。

また、D社から提出された申立人に係る船員保険被保険者票によると、資格取得日の記載は無いものの、報酬月額変更年月日欄には昭和 20 年 4 月 1 日と記載されており、資格喪失日は 21 年 5 月 21 日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 20 年 4 月 1 日から 21 年 5 月 21 日までの期間において、船員保険の被保険者であったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録から、昭和 20 年 4 月から 21 年 3 月までは 100 円、同年 4 月は 150 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 20 年 2 月 19 日から同年 4 月 1 日までの期間について、「B丸が沈没した後は、E島で兵隊の訓練をしていた。」との申立人の供述は、上記徴用船員カードの記載内容と一致している。

しかしながら、昭和 20 年 4 月 1 日改正前の船員保険法においては、船舶に乗り組んだ日から乗り組まなくなった日の翌日までが船員保険の被保険者期間となることから、実際に船舶に乗り組んでいない船員については、船員保険の被保険者となることはできないとされている。

また、D社に照会しても、「提出した船員保険被保険者票以外の資料は残っておらず、それ以前の期間については不明。」との回答があり、申立人の当該期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関係資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月1日から13年10月1日まで

夫は、A社に勤務し、申立期間に職種や勤務形態が変わったことはなく、給料は毎月40万円支給されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年3月から12年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、41万円と記録されていた。

しかしながら、申立人を含む9人について、平成12年4月14日付けで、11年1月から12年9月までの期間、同年5月15日付けで、10年3月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額が遡及して引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、20万円に記録訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票によると、同社では、平成7年から社会保険料を滞納していることが確認できる。

さらに、申立人の妻から提出されたB町発行の平成12年度及び13年度の所得証明書によると、当該遡及訂正処理前の標準報酬月額に相当する報酬額の支給及び厚生年金保険料額の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成12年4月14日及び同年5月15日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について10年3月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月

額の記録を、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成 12 年 10 月から 13 年 9 月までの申立人の標準報酬月額、オンライン記録において 20 万円（平成 12 年 10 月 6 日付け定時決定処理）と記録されており、訂正等が行われた形跡は無い。

しかしながら、事業主から提出された平成 12 年度算定基礎届に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書によると、事業主は、申立人の主張するとおり、当該期間に係る報酬月額を 40 万円であると社会保険事務所に届け出し、社会保険事務所も申立人の標準報酬月額を 41 万円と決定していることが確認できる。

また、B 町発行の平成 13 年度及び 14 年度の所得証明書によると、申立人の主張する標準報酬月額に相当する報酬額の支給及び厚生年金保険料額の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額を社会保険事務所に届け出たことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を 41 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月25日から同年9月1日まで

私は、A社B支店から関連会社であるC社D支社へ転勤した際の厚生年金保険の被保険者記録に1か月の空白期間がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社B支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にC社D支社に異動したとする同僚が、9月に転勤した旨の供述をしていることから、昭和42年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和42年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重国民年金 事案 1161

第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月から13年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月から13年3月まで
申立期間については、病気のため働けず、市役所で相談したところ、国民年金保険料の免除申請ができることが分かったので、その手続をした。それにもかかわらず、申立期間が申請免除期間になっていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の国民年金保険料の免除申請の状況について、申立期間当時、申立人が居住していた市及び同市を管轄する年金事務所に照会しても、当時の書類は保存期限を過ぎており、資料は残っていないとしているため、免除申請の状況が確認できない上、同市の申立人に係る国民年金被保険者記録を見ても、申立期間について免除申請手続が行われた形跡は見当たらない。

また、申立期間について、申立人は、申請免除の承認通知を受け取った記憶は無いとしている上、ほかに国民年金保険料を免除申請したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1162

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

短期大学を卒業後、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間について、一緒に納付していた兄の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料だけ未納であることは信じられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月に払い出されたものであることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられ、その時点で、申立期間は過年度保険料として遡及しなければ国民年金保険料を納付することができない期間であるが、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は他界しており、遡及納付の状況が不明な上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1163

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 62 年 9 月から同年 11 月までについては、国民年金第 3 号被保険者期間として記録訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月から同年 5 月まで
② 昭和 62 年 9 月から同年 11 月まで

申立期間①については、昭和 59 年 3 月の婚姻後、自ら区役所に出向き、国民年金に加入した。その際、同年同月から同年 5 月までの 3 か月分の国民年金保険料も納付したのに、納付記録が無い。

申立期間②については、国民年金保険料の納付済期間とされているが、昭和 62 年 9 月に退社後、直ちに夫が加入する健康保険組合の被扶養者となったので、この期間は国民年金第 3 号被保険者期間のはずである。この期間の保険料を納付した覚えはなく、申立期間①について納付した保険料が、この期間の保険料とされている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 3 月に、A 市 B 区で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日等から判断して、62 年 10 月頃に C 町において行われたものと考えられる上、当該記号番号における国民年金被保険者資格取得年月日は、同年 9 月 21 日となっており、申立期間は国民年金の未加入期間となっているほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が現在所持する昭和 60 年 2 月に再交付された年金手帳にも、上記の国民年金手帳記号番号が押印されている上、初めて被保険者となった日として「昭和 62 年 9 月 21 日」と記載されており、この日付は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間②について、申立人は、本来、国民年金第3号被保険者期間のはずであるにもかかわらず、第1号被保険者納付済期間とされていると主張しているが、申立人の夫が加入する健康保険組合に照会したところ、同組合における申立人の被扶養者認定年月日は「昭和62年12月21日」であることが確認でき、この日付は、オンライン記録の国民年金第3号被保険者資格取得年月日とも一致している。

加えて、申立人は、申立期間①について納付した国民年金保険料が、誤って申立期間②の保険料として記録されているとも述べているが、申立期間②当時、申立人が居住していたC町の国民年金被保険者名簿においても、申立期間①は国民年金の未加入期間、申立期間②は保険料の納付済期間となっている上、オンライン記録によると、一旦は、申立期間②直後の昭和62年12月についても保険料が納付されていたが、後日、同年同月が国民年金第3号被保険者期間に該当したことにより、当該保険料の還付処理が行われていることから、申立期間②の納付記録に不自然さは見当たらない。

このほか、申立期間①について申立人が国民年金保険料を納付したこと、及び申立期間②について申立人が国民年金第3号被保険者であることをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②について、国民年金第3号被保険者期間として記録訂正することはできない。

三重国民年金 事案 1164

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から44年3月まで
申立期間は、姉が経営する店に住み込みで働いていた時期であり、次姉も一緒にその店で働いていた。店を経営する姉からは、私たちの国民年金保険料も一緒に納付していると聞いており、申立期間について、姉二人の保険料は納付済みとなっているので、私の保険料も納付されていると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の姉は他界しているため、国民年金加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年7月に払い出されたものであることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる上、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、A市の申立人及びその姉二人に係る国民年金被保険者名簿に記録されている国民年金保険料の検認記録年月日を確認すると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年度について、申立人の姉二人の検認日は同一であるものの、申立人については、その姉二人と検認日が異なっており、こうした状況からも、申立人の保険料が、当該年度以前からその姉二人の保険料と併せて納付されていたとは考え難い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月

昭和51年7月及び同年8月について年金記録が訂正されたが、以前から、同年6月の国民年金保険料も支払ったと思っていた。町役場で同年同月から同年8月までの保険料を支払ったが、領収書をもらえず、年金手帳にも何も記入されず、おかしいと思ったが、役場のすることに間違いは無いと思っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、以前、昭和51年7月及び同年8月を申立期間とする申立てを行っており、当該申立てにおいて、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付を行ったのは同年7月である旨、その理由も併せて明確に供述している。

今回、申立人は、昭和51年7月及び同年8月の国民年金保険料を納付した際に、申立期間の保険料も納付したと主張しているが、申立期間について申立人の夫は共済組合に加入しているため、申立人は国民年金の任意加入対象となり、任意加入対象期間については遡及して国民年金被保険者資格を取得することはできないところ、上述のとおり、申立人は、以前の申立てにおいて、同年7月に加入手続及び保険料納付を行った旨明確に供述しており、このことを前提にすると、申立期間について、遡及して国民年金被保険者資格を取得することはできない。

また、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に入社したときに、厚生年金保険被保険者証を提出し、資格取得の手続をしてもらった記憶があり、記録が無いのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚に照会したものの、当時のA社における厚生年金保険の適用状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「申立人に係る資料は無く、不明である。」と回答しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が記憶している同僚4人のうち1人については、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1891

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 61 年 9 月 30 日にA社を退職したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日も同日となっている。資格喪失日を同年 10 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における雇用保険の加入記録によると、申立人の離職日は昭和 61 年 9 月 30 日であることが確認できる。

しかし、A社において厚生年金保険被保険者であった元経理担当者や複数の同僚（申立人が記憶する同僚を含む。）に照会したところ、申立人を記憶しているものの、申立人の退職日については記憶しておらず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

また、A社は、平成 23 年 6 月 * 日に破産手続が開始されていることから、破産管財人に照会したところ、「当時の人事関連資料は残っていないため不明である。」との回答があった上、当時の事業主も他界していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社において、厚生年金保険被保険者資格を喪失している 50 人について調査したところ、月の末日付けで資格を喪失している者が 19 人、1 日付けで資格を喪失している者が 17 人、その他の日付けで資格を喪失している者は 14 人であった上、末日付けで資格を喪失している者のうち、雇用保険記録が確認できた 5 人を調査したところ、4 人は厚生年金保険被保険者の資格喪失日と雇用保険の離職年月日が同日であったことから、当該事業所において厚生年金保険の資格喪失日と雇用保険の離職日を同日として届け出していた

ことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年頃から 45 年 6 月頃まで
② 昭和 50 年 10 月頃から 57 年 6 月頃まで

平成 18 年に年金受給には年数が足りないということで脱退手当金を受けた。しかし、脱退手当金を受けていない申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の代表取締役の配偶者の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 42 年 4 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち同年 4 月 22 日までの期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の代表取締役の配偶者は、「主人が亡くなってから 25 年もたっており、会社の書類は何も残っていないので、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうか分からない。」と供述している上、同社は昭和 46 年 10 月 4 日にB社へ商号変更及び営業譲渡しており、その後継事業所であるC社に照会しても、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が自分より先に入社し、一緒に住み込んでいたと供述する同僚のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立期間①から 2 年後の昭和 47 年 7 月 1 日である上、当該同僚は既に他界しており、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人が記憶する取締役の供述から、勤務期間は特

定できないものの、申立人がD社（現在は、E社）で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてE社に照会したところ、「申立てを確認できる資料は廃棄済みである。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立期間②においてD社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人のことを記憶している旨の供述は得られたものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、上記複数の同僚は、入社から厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでに1年2か月から3年の空白期間があったとしている上、そのうちの一人は、「私も会社がなかなか厚生年金保険に入れてくれず、仲間何人かで頼み込んでようやく入れてもらった。」と供述していることを踏まえると、D社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

加えて、D社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②について、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1893

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 9 日から 48 年 2 月 21 日まで
夫は、A社において特殊車両を扱う仕事をしており、当時の給料は1か月20万円だったため、記録の訂正をしてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について20万円の給与が支払われていた記憶があるとして、標準報酬月額の訂正について申し立てている。

しかしながら、B厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳に記載されている標準報酬月額は、同基金の加入員となった昭和46年6月1日から加入員でなくなった48年2月21日までの期間において、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間において、A社の厚生年金保険被保険者であった同僚の標準報酬月額について調査したが、申立人の標準報酬月額のみが、申立人と同じ特殊車両の運転をしていた他の同僚の取扱いと異なり、低額であるという事情は見当たらない。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の申立期間における標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1894

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月 17 日から 44 年 8 月頃まで
② 昭和 60 年 3 月 11 日から同年 5 月頃まで

私は、A社の本社で3年間ぐらい勤務し、その後、同社B営業所に転勤して1年間ぐらい勤務したが、年金通知書では14か月の記録しかなかった。私の記憶では49か月だと思うので、空白期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。また、C社についても年金通知書では1か月となっているが、私の記憶では昭和60年5月頃までではないかと思うので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に、当該期間当時在籍していた複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について供述を得ることはできなかった。

また、A社は、平成元年10月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本によると同社は同年に解散しており、当時の取締役等の連絡先も不明のため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係る雇用保険の記録によると、申立期間①前の昭和40年8月1日から41年9月16日までの期間において、事業所名は不明であるものの、申立事業所と同じ公共職業安定所管内での加入記録があり、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致している。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立

人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、C社に、当該期間当時在籍していた複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について供述を得ることはできなかった。

また、C社は、平成18年2月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、法務局に照会したものの、「当該会社は見当たらない。」との回答があり、当時の取締役等の連絡先も不明のため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係る雇用保険の記録によると、申立期間②前の昭和60年2月1日から同年3月10日までの期間において、申立事業所での加入記録があり、申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

加えて、C社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②について、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月 31 日から同年 8 月 21 日まで
② 昭和 52 年 1 月 10 日から同年 2 月 26 日まで
③ 昭和 52 年 8 月 27 日から同年 11 月 16 日まで
④ 昭和 53 年 4 月 25 日から同年 5 月 29 日まで

私は、船員保険被保険者として働いた期間を調べた結果、A丸（船舶所有者は、B）、C丸（船舶所有者は、D）、E丸（船舶所有者は、F）に乗船した全ての期間と、G丸（船舶所有者は、H）に乗船した期間のうち一部の期間の船員保険被保険者記録が漏れている。これらの期間に乗船していたことは、船員手帳からも明らかである。申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人が申立期間①においてはA丸（船舶所有者は、B）に、申立期間②においてはC丸（船舶所有者は、D）に、申立期間③においてはG丸（船舶所有者は、H）に、申立期間④においてはE丸（船舶所有者は、F）に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって当該期間が船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと主張しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の被保険者期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間において船員保険の被保険者であったことにはならな

い。

申立期間①について、A丸（船舶所有者は、B）の船員保険被保険者記録がある同僚に照会したものの、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険の適用状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、A丸（船舶所有者は、B）は昭和51年2月10日に船員保険の適用事業所でなくなっている上、船舶所有者（B）は既に他界しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A丸（船舶所有者は、B）の船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人及び申立人が一緒に乗船したとする同僚二人について、いずれも氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、C丸（船舶所有者は、D）の船員保険被保険者記録がある同僚に照会したものの、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険の適用状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、C丸の申立期間②当時の船舶所有者（D）は既に他界しており、現在の船舶所有者から聴取したものの、申立人の当該期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、C丸（船舶所有者は、D）に係る船員保険被保険者原票を確認したところ、申立人及び申立人が一緒に乗船したとする同僚一人について、いずれも被保険者原票は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人はG丸（船舶所有者は、H）に乗船していた同僚の氏名を記憶していないことから、同船舶の船員保険被保険者記録がある同僚に照会したものの、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険の適用状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、G丸の申立期間③当時の船舶所有者（H）は既に他界しており、現在の船舶所有者から聴取したものの、申立人の当該期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間④について、申立人はE丸（船舶所有者は、F）に乗船していた同僚の氏名を記憶していないことから、同船舶の船員保険被保険者記録がある同僚に照会したものの、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険の適用状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、E丸の申立期間④当時の船舶所有者（F）は既に他界しており、現在の船舶所有者から聴取したところ、申立人の当該期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について確認できる関係資料は無いものの、「当時、乗船期間の短い甲板員は船員保険に加入させていなかった。」旨の供述が得られた。

さらに、E丸（船舶所有者は、F）に係る船員保険被保険者原票を確認したところ、申立人の被保険者原票は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1896 (事案 1792 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 25 日から同年 10 月 1 日まで

私は、前回、昭和 38 年 3 月 25 日から同年 10 月 1 日までの期間について申立てを行ったが、厚生年金保険被保険者記録の訂正には至らなかった。しかしながら、A社に間違いなく勤務していたので、再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回、i) 申立人が記憶する二人の同僚に照会したものの、当時のA社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかったこと、ii) A社は昭和 39 年 7 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本により判明した元代表取締役も他界しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかったこと、iii) A社の厚生年金保険被保険者原票には、申立期間について申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料等を提出することなく、「A社に間違いなく勤務していたので、再調査をしてほしい。」と主張していることから、改めて申立期間当時の同僚に聴取したが、申立期間における申立人に係る新たな供述や資料等は得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1897

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年12月24日から36年5月15日まで
② 昭和37年2月20日から39年9月15日まで
③ 昭和40年3月25日から43年7月1日まで

A社、B社、C社における厚生年金保険の被保険者期間が短く、空白があるのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①について、同社に申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料等は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和34年12月5日に健康保険整理番号*番で被保険者資格を取得し、同年12月24日に被保険者資格を喪失しており、これはオンライン記録と一致している上、遡って訂正された形跡も無く、記載内容に不自然さは見られない。

B社に係る申立期間①及び②について、同社は平成19年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、同社の元役員に申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料等は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和

36年5月15日に健康保険整理番号*番で被保険者資格を取得し、37年2月20日に被保険者資格を喪失しており、これは申立人に係る厚生年金保険記号番号払出簿及びオンライン記録と一致している上、遡って訂正された形跡も無く、記載内容に不自然さは見られない。

C社に係る申立期間②及び③について、同社より提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び資格喪失確認通知書によると、申立人は昭和39年9月15日に健康保険整理番号*番で被保険者資格を取得し、40年3月25日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、上記通知書の内容は、申立人に係るC社の厚生年金保険被保険者原票に記載された内容と一致している上、同被保険者原票には、申立人の健康保険被保険者証が昭和40年4月16日に返納されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1898 (事案 1608 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月25日から37年8月1日まで

申立期間について、A社からB社(現在は、C社)D支店に出向し、同支店で運転手をしていたことを思い出したので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回、i) A社は昭和39年5月22日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができなかったこと、ii) 複数の同僚に照会したところ、申立人のことを記憶している者はいるものの、申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかったこと、iii) 同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和28年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得、同年10月25日に資格喪失、29年8月2日資格再取得、34年9月25日資格喪失、37年8月1日資格再々取得、39年5月22日資格喪失となっており、これはオンライン記録と一致していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年5月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「申立期間はA社から出向し、B社D支店で社長の運転

手をしていた。」と申し立てていることから、C社に照会したところ、「申立人の在籍について確認できる資料は無い。また、当社とA社の関係についても確認できない。」と回答しており、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間においてB社D支店の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚にも照会したが、いずれも申立人を覚えていないと回答しており、申立人の同事業所における勤務実態や厚生年金保険の適用等に係る供述を得ることはできなかった。

さらに、B社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票には、申立期間について、申立人の氏名及び被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1899

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 31 日から 33 年 7 月 1 日まで

私は、A社を退社後、すぐにB社（現在は、C社）D工場に入社したが、約4年の空白期間があるのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社D工場における申立人の申立期間当時の複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）の供述により、申立人が当該期間に同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚のうち厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人と同日である同僚は、「私も、臨時工として入社した後の3年間について厚生年金保険被保険者記録が無い。昭和 33 年 7 月に上司に見込まれ昇格した。」と供述していることから、B社D工場においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、C社に照会したところ、申立期間当時の記録は無く不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。